

帯広市青少年育成者連絡協議会物品貸出に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、帯広市青少年育成者連絡協議会(以下「青連協」という。)の所有する備品の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出しに供する備品の種類及び数量は、別に定める。

(貸出しの対象)

第3条 備品の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる帯広市内にある団体(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 町内会、子ども会、学校等、子どもを対象とした活動を行う団体
- (2) 青連協に関わる団体
- (3) その他、会長が特に認める団体

(貸出制限)

第4条 備品の貸出しについて、次の各号いずれかに該当すると認められるときは、その貸出しを許可しないものとする。

- (1) 町内会及び子ども会を除く団体等の、子どもに関わらない活動での使用
- (2) 企業等の行事での使用
- (3) 公序良俗に反するおそれのある活動、またはその団体による使用
- (4) 備品の使用条件に反する使用
- (5) 帯広市外への持ち出しによる使用
- (6) 営利を目的とした使用
- (7) 個人による使用
- (8) 前号に掲げるもののほか、会長が適切でないと判断したとき

(貸出期間)

第5条 貸出期間は貸出日、返却日を含む7日以内とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出申請及び許可)

第6条 備品の貸出しを希望する団体等は、別に定める備品貸出申請書を会長に提出しなければならない。

- (1) 会長は、申請内容を審査し適当と認めたときは、他の団体等との重複がないことを確認し、備品を貸し出すものとする。

(2) 管理上必要があると判断した場合は、前項の許可に条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 使用許可を受けた団体等（以下、使用団体等）はその権利の譲渡または備品の転貸をしてはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、または会長が必要と判断した場合、使用条件の変更及びその使用許可を取り消すことができる。

(1) この内規に違反したとき

(2) 虚偽の申請または、不当な手段により使用許可を取得したことが明らかとなったとき

(3) 前号に掲げるもののほか、備品の管理上、支障があると認められるとき

(返還)

第9条 使用団体等は、備品の使用が終わったとき、又は使用許可が取り消されたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用団体等は、自己の責めに帰すべき原因により、備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用団体等の責任において処理するものとする。

(その他)

第11条 この内規に基づくもののほか必要な事項は、会長がその都度決定するものとする。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。